

精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引 制度のお知らせ

精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について、厚生労働省より割引対象等について通知がありました。埼玉県では以下のとおり対応いたしますのでお知らせします。

※ 割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によって多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

1 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級

第2種：精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

2 精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ

● 新規・更新・変更に係る手帳を交付する際に、希望する方に窓口でスタンプの押印等により記載します。

● 既に発行済みで有効期限内の手帳をお持ちの方は、障害福祉課（深谷市役所本庁舎1階7番窓口）に手帳をお持ちいただき、証明希望とお伝えください。

※ 本人以外の家族・医療機関職員等が証明を申し出た場合も同様の取扱いとします。

※ 今後、手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種又は第2種の別をあらかじめ印字したものを発行する予定です（令和7年4月以降を予定しています。）。

スタンプの例

旅客鉄道株式会社	第 1 種
旅客運賃減額	2

3 注意事項

手帳にスタンプの押印等をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。なお、JRグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用しないとのことです。

<本取扱いに関する問い合わせ先>

深谷市役所障害福祉課給付係

電話：048-571-1011（直通）